

企業価値担保権に対する山形県内企業の意識調査

新しい資金調達の選択肢「企業価値担保権」、 認知度は約2割にとどまる

～ 金融機関の適正な判断・目利き力がカギに ～

不動産担保や経営者保証などによらない資金調達の新たな選択肢になり得る企業価値担保権。

事業者の将来キャッシュフローや無形資産を含む事業全体を担保として、有形資産の乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者などの資金調達を円滑にすることで企業の活性化が期待される。加えて、金融機関によるタイムリーな経営改善、資金繰り支援の動きが加速しそうだ。

企業価値担保権の創設などを骨子とする「事業性融資の推進等に関する法律」は、2024 年 6 月に公布され、成立から 2 年半以内に施行が予定されている。

そこで、帝国データバンク山形支店では、企業価値担保権に対する企業の見解を調査した。本調査は、TDB 景気動向調査 2024 年 9 月調査とともに行った。



※ 調査期間は2024年9月13日～30日、調査対象は山形県内311社で、有効回答企業数は151社(回答率48.6%)。

※ 本調査における詳細データは、帝国データバンクホームページ (<https://www.tdb.co.jp>) のレポートカテゴリにある協力先専用コンテンツに掲載している。

調査結果（要旨）

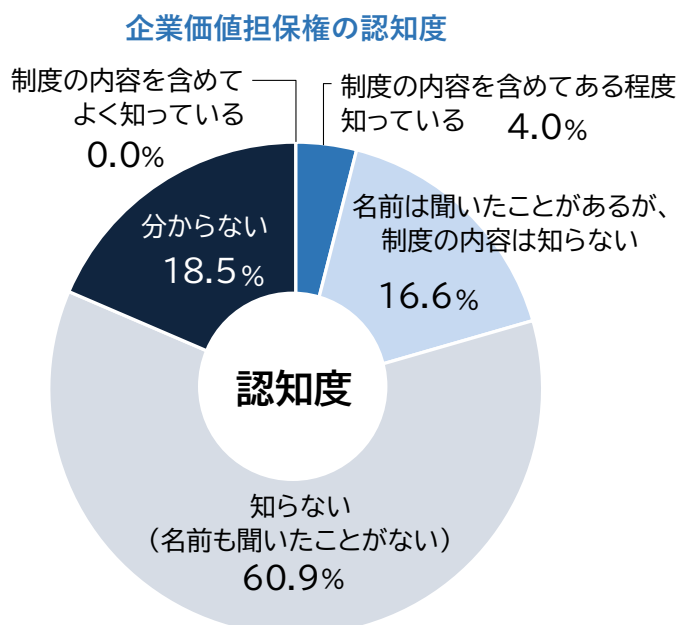
1. 企業価値担保権の認知度は約 2 割にとどまり、「知らない（名前も聞いたことがない）」企業は 60.9%。
2. 企業価値担保権を「活用したいと思う」企業は 4.0%、「今後検討したい」企業は 21.9%。
他方、「活用したいと思わない」企業は 18.5%。
3. 活用する理由、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が 74.4%でトップ。
4. 活用しない理由、「現在利用している融資手法（不動産担保、経営者保証による融資を含む）で充足しているため」が 39.3%で最高に。

1. 企業価値担保権の認知度は約 2 割にとどまり、「知らない」企業は 6 割強に

企業価値担保権の認知状況について尋ねたところ、「制度の内容を含めてよく知っている」が 0.0%であったほか、「制度の内容を含めてある程度知っている」(4.0%)、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」(16.6%)も低水準となり、認知度は約 2 割にとどまった。

他方、「知らない（名前も聞いたことがない）」とする企業は 60.9%と 6 割強にのぼった。企業からは、「借入金なかったのが気にしていなかったが、これから制度を調べていきたい」（卸売）や「企業価値担保権について勉強したい」（不動産）というように、知らないながらも前向きに捉える声が続々と聞かれた。

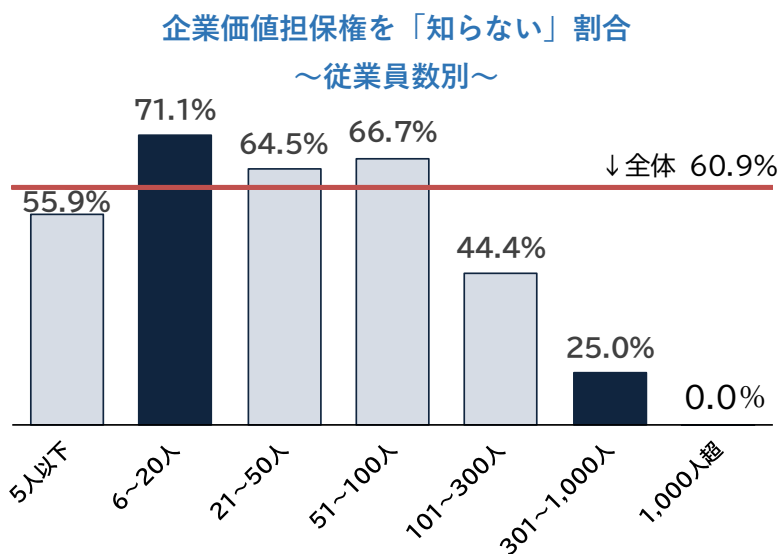
その一方で、「取引金融機関からは、一切情報を教えていただけない状態」（卸売）というように、新しい制度のため情報が容易に得られない点を指摘する声も聞かれた。



注1:母数は、有効回答企業151社

注2:小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

企業価値担保権を「知らない（名前も聞いたことがない）」割合を従業員数別にみると、「301～1,000人」の企業では 25.0%と 2 割台だった。しかし、従業員の規模が小さくなるほどその割合は高まっていき、「6～20人」「21～50人」「51～100人」の企業では全体の割合を上回った。とりわけ、「6～20人」の企業では 71.1%と 7 割を超えた。また、「5人以下」(55.9%)は全体の割合を下回っているものの、従業員数 301 人以上の企業より認知度が低い結果となった。

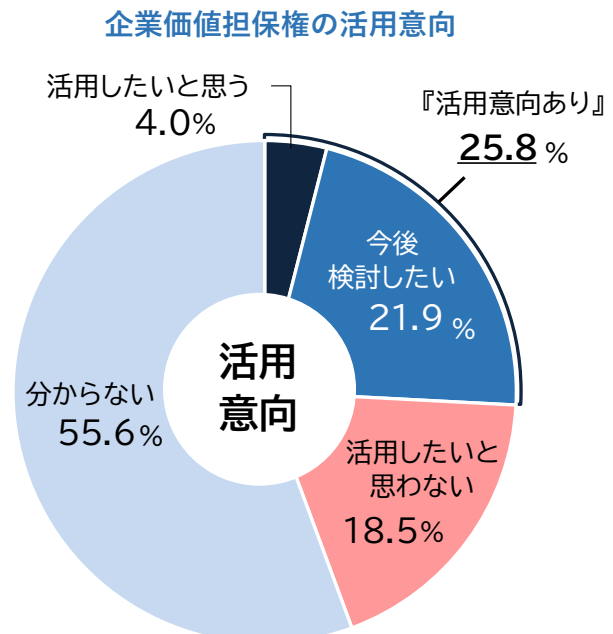


2. 企業価値担保権に対し『活用意向あり』とする企業は 25.8%

自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか尋ねたところ、「活用したいと思う」は 4.0%、「今後検討したい」は 21.9% となり、両者を合計した『活用意向あり』とする企業は 25.8% だった。

他方、「活用したいと思わない」は 18.5% で、県内企業の見解としては『活用意向あり』にやや傾く結果となった。

ただし、「分からない」が 55.6% となり、活用意向について、現時点では多くの企業で判断がつかない様子もうかがえた。



注1: 母数は、有効回答企業151社

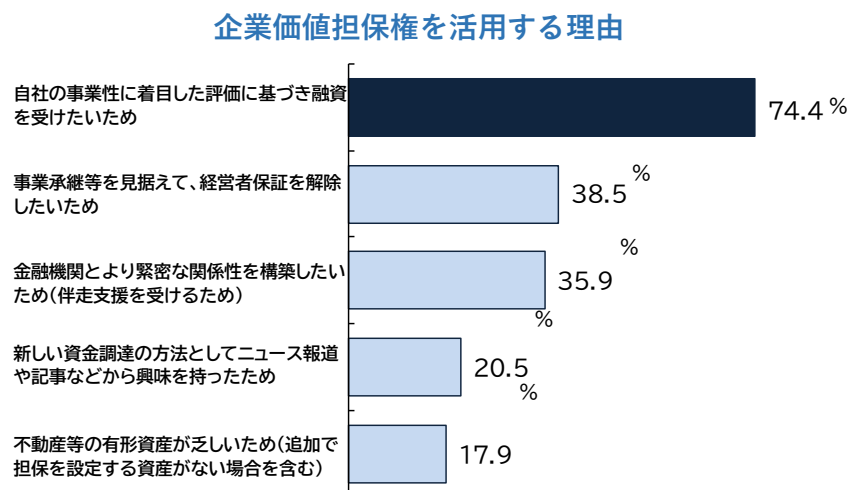
注2: 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

3. 活用する理由、7 割を超える企業で「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたい」

企業価値担保権を活用する意向のある企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたい」とする企業が 74.4% と 7 割を超えトップとなった。

以下、「事業承継等を見据えて、経営者保証を解除したいため」(38.5%) と「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため(伴走支援を受けるため)」(35.9%) が 3 割台で続いた。

企業からは、「事業性評価を高めるための事業計画の策定に力が入る。より現実性のある計画を立てていきたい」(小売)といった声が寄せられた。

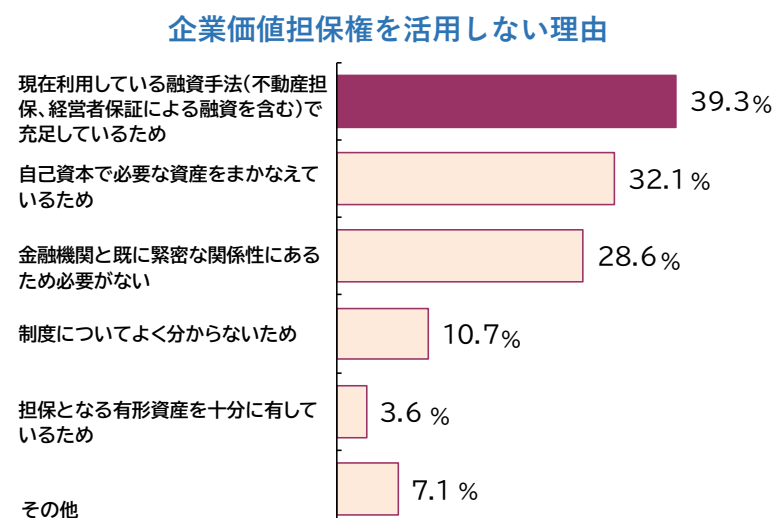


注: 母数は、「活用したいと思う」「今後検討したい」のいずれかを回答した企業39社

4.活用しない理由、企業の約4割が現在の融資手法で間に合うとの考え

企業価値担保権を活用したいと思わない企業に対して、その理由を尋ねたところ、「現在利用している融資手法（不動産担保、経営者保証による融資を含む）で充足しているため」とする企業が39.3%で最も高くなった。

以下、「自己資本で必要な資産をまかなえているため」が32.1%、「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」が28.6%で上位に並んだ。



注:母数は、「活用したいと思わない」と回答した企業28社

まとめ

本調査の結果、現時点では企業価値担保権を「知らない」企業が6割強を占め、調査を通じて初めて知った企業も少なくなかった。その一方で、しっかりと制度の内容を理解している企業は今回の調査ではゼロとなり、名称を知っている企業を含めても認知度は約2割にとどまった。

また、活用に関しては、活用意向のある企業が4社に1社程度、活用したいと思わない企業は5社に1社程度となり、活用に対する見解は、『活用意向あり』にやや傾く結果となった。しかしながら、「分からない」とする企業が過半数にのぼり、多くの企業で現時点では判断がつかない様子がうかがえた。

活用の意向がない企業においては、現在の資金調達の手法で十分に間に合っていることや、自己資本で必要な資産をまかなえているなどの認識に加え、そもそも制度についての情報が十分に伝わっていないという点も活用しない理由にあげられた。

一方で、活用意向のある企業からは、「自社の事業性の評価を得たいため」や、「事業承継を見据え経営者保証を解除するため」、「金融機関と緊密な関係を築くため」といった理由が活用の後押しになっていた。

現状、企業価値担保権は認知度が低く、多くの企業で金融機関の評価方法や具体的な事例がないことでどのようなメリット、デメリットがあるのか判断できないようだ。理解の進む企業からは前向きな意見も多く聞かれるが、新たな資金調達の手法として認知されていくためには、行政や金融機関などが、まずは制度の仕組みや評価の仕方といった情報をより豊富に分かりやすく周知していくことが重要と言える。

企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1：中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2：中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3：上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

【 内容に関する問い合わせ先 】

株式会社帝国データバンク 山形支店 担当：佐藤 剛喜

TEL 023-622-4301 FAX 023-622-4415

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。